

片山浄水所 脱臭用活性炭取替業務

仕様書

## 第1章 一般事項

### 1-1 総則

本業務は以下に記載の各種業務を本市の契約に関する条例・その他関係法規、仕様書、設計図書及び現場説明事項、並びに本市担当者の指示に従い誠意をもって完全な履行をなすものとする。

### 1-2 適用範囲

本仕様書は、吹田市水道部発注維持業務に適用する。

### 1-3 現場責任者及び資格者

受注者は業務契約締結後、現場責任者を定め、書面をもって発注者に通知すること。また、資格を必要とする作業は、それぞれ資格を有する者が履行すること。ただし、本市が不適当と認めたとらば、これらの交代を命じることができる。

### 1-4 製作図及び使用材料承諾図

受注者は、業務履行前に技術的な詳細打合せを行い、速やかに製作図・使用材料承諾図等を提出し、本市の承諾を得た上で着手すること。その内容については、本市担当者の指示するものとする。

### 1-5 関係法令の遵守

受注者は、各種業務に関する法令・条例等を遵守し、業務の円滑な遂行を図るとともに本業務に必要な届出・申請等は受注者の負担と責任において行わなければならない。

### 1-6 安全・衛生管理

本業務による業務履行現場は、上水道施設であるので環境衛生には常に細心の注意を払い、不要な場所に立入らないようにすること。また、業務履行中は災害防止に努め労働安全衛生法を遵守し、第三者及び作業員の安全を図らなければならない。万一、業務履行中に発生した事故等は、速やかに本市担当者に報告するとともに、受注者の責任において処理すること。

1-7 機器及び材料

機器及び材料はすべて新品とし、機材の品質が明示されていないものについては本市担当者の指示により、均衡を得たものとする。

1-8 解体材及び発生材

解体材及び発生材は、本市担当者の指示に従い指定場所に返納又は受注者の責任において適正な処理及び再資源の利用促進(再資源利用計画書の作成)を図ること。また、産業廃棄物については、産業廃棄物管理票の写しを提出すること。

1-9 疑義

本仕様書・設計書並びに図面等に定める事項について、明記のない場合又は疑義を生じた場合は本市担当者と協議し決定すること。なお、協議不成立の場合は、本市の指示に従い履行すること。

1-10 中間検査及び完成検査

本業務履行期間中において本市担当者の指示に従い、製作工場あるいは業務履行場所にて中間検査を実施するものとする。また、業務日報・業務写真・業務報告書等関係書類の提出をもって業務完了検査を行い業務完了とする。ただし、各検査において手直しを命じられた場合は、指定期間内に受注者の責任において処理すること。

1-11 準拠規格基準

本仕様書に記載なき事項については、下記の規格基準に準拠する。

- (1) 日本産業規格
- (2) 日本水道協会規格
- (3) その他、関係関連法規

第2章 特記仕様

2-1 提出書類

提出書類は、下記のとおりとするが、詳細については業務契約締結後、本市担当者と打合せすること。また、契約金額が50万円以下の場合は本市担当者の指示する書類を提出すること。

(1) 業務着手届

(2) 業務完了届

(3) 請求書

(4) 下請業者名簿

(5) 工程表

(6) 現場責任者届

(7) 業務計画書

(8) 打合せ議事録

受注者は、本市担当者の指示により、打合せ議事録を提出すること。

(9) 業務月報・業務写真・業務報告書

ア 業務月報

本市提供様式により、毎月1部提出すること。記載方法は本市担当者の指示どおりとする。業務履行など必要に応じて別途、業務日報も提出すること。

イ 業務写真

黒板、箱尺等により撮影目的をはっきりさせ、業務履行前、業務履行中、業務完了時の業務内容ごとに、詳細に撮影（カラー撮り）し、1部提出（電子データ共）すること。様式・サイズ等は本市担当者の指示どおりとする。

ウ 業務報告書

業務完了後、3部提出すること。内1部は電子データとすること。様式・サイズ等は本市担当者の指示どおりとする。また、第2原図・仮業務報告書等の提出についても、本市担当者の指示どおりとする。

解体材及び発生材がある場合には、本市担当者の指示に従い、解体材及び発生材の量を一覧表等にとりまとめ報告すること。

(10) その他、本市担当者の指示により必要書類を提出すること。

## 2-2 業務履行時間

本業務履行にあたり、業務履行前日に作業内容及び作業予定人員等を報告すること。また、就労時間は午前9時～午後5時までを原則とする。なお、時間外作業（土曜日・日曜日・祭日含む。）を必要とするときは、本市担当者の指示を受けること。地域等で時間制限された場合は、その時間内の作業とする。

## 2-3 環境衛生

本業務履行場所には、浄水所や配水場が含まれるため、環境衛生には十分に注意を払い下記のとおり、本市担当者の指示により検便検査の結果を提出すること。

- (1) 配水施設及び浄水施設等の池内業務
- (2) 浄・配水施設構内工事で、業務期間が1か月以上の業務
- (3) その他の水道施設で、本市が必要と認める業務

また、検査内容はサルモネラ菌・赤痢菌・腸チフス・パラチフス・O-157等とする。

## 2-4 耐震基準

本業務の履行にあたっては、水道施設耐震工法指針で定める耐震基準（レベル2、ランクA1）に準拠すること。また、あと施工アンカー引張耐力試験報告書を提出すること。

## 2-5 その他、注意事項

- (1) 本業務履行にあたり、業務履行場所の取合い・業務履行時期等、本市担当者及び別途発注工事等の受注者を含め、綿密な打合せのもと、円滑な業務履行管理に努めること。
- (2) 近隣住民に、騒音や粉塵等の被害が及ばないよう細心の注意を払い、現場養生等を施すこと。
- (3) 重機や資材の搬入時等は、搬入経路を含め、必要に応じて交通誘導員を配置すること。
- (4) クレーン作業等を行う場合、業務履行場所近辺の架空電線には、受注者の責任と負担において、適切な防護措置をとること。

### 第3章 業務仕様

#### 3-1 業務概要

本業務は、片山浄水所に設置の活性炭塔の脱臭用活性炭（吸着材）の取替、内部点検、試運転調整までを行う業務である。

#### 3-2 対象機器

- |             |  |
|-------------|--|
| (1) 機器名     | 活性炭塔（セイコー化工機株式会社製）                             |
| (2) 形式      | 立形吸着塔  |
| (3) 吐出風量    | 51.7m <sup>3</sup> /min                        |
| (4) 活性炭種類   | 低濃度ハロゲン除去剤 粒状白鷺 XRC410（ヤシガラ炭）<br>大阪ガスケミカル株式会社製 |
| (5) 活性炭量    | 610kg  |
| (6) 塔形状     | 1.7m□×1.9mH                                    |
| (7) ガス通過線速度 | 0.298 m/sec                                    |
| (8) 接触時間    | 1.21 sec                                       |
| (9) 圧力損失    | 1.3 kPa 以下                                     |

#### 3-3 使用材料

- |                     |   |
|---------------------|---|
| (1) 活性炭（吸着材）        | 粒状白鷺 XRC410（大阪ガスケミカル株式会社製）または同等品以上のもの<br>数量 2440kg（610kg 4回分） |
| (2) 活性炭（吸着材）投入口・取出口 | パッキン<br>□500mm 発泡 PVC 製 6枚（2か所 取替作業3回分）                       |

#### 3-4 関連機器

- |         |                               |
|---------|-------------------------------|
| (1) 機器名 | 排気ファン（協和化工株式会社製）              |
| (2) 形式  | ターボファン                        |
| (3) 口径  | 2 2/1 #                       |
| (4) 吐出量 | 51.7m <sup>3</sup> /min       |
| (5) 吐出圧 | 1.3kPa（133mmH <sub>2</sub> O） |

(6)	回転速度	2200min <sup>-1</sup>
(7)	電動機	2.2kW
(8)	電源	3Φ 200V 60Hz
3-5 作業内容		
(1) 活性炭(吸着材)の取替		
<p>活性炭(吸着材)は、大阪ガスケミカル株式会社製の低濃度ハロゲン除去剤 粒状白鷺 XRC410 を使用すること。活性炭(吸着材)を取り出し後、内部ネットの損傷、目詰まり等、目視・触診にて点検すること。また、取出口、投入口のパッキンも点検し、必要であれば取替えること(取替える必要のない場合は、予備品としてパッキンを納入すること)。</p>		
(2) 試運転調整		
<p>活性炭(吸着材)の取替後、排気ファンを運転し、圧力損失が正常か確認すること。異常に低い場合は、充填が不十分で隙間を生じ、漏れが起こっている可能性があるので、充填状態を確認すること。</p>		
(3) 処分		
<p>本作業で取り出した活性炭については産業廃棄物として処分すること。</p>		
3-6 注意事項		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・3-5の作業を工期内に3回行うこと。作業時期は、本市担当者と打合せのうえ決定すること。</li> <li>・活性炭(吸着材)1回分(610kg)は、予備品として、本市担当者の指示する場所に納入すること。</li> <li>・作業時は、必要に応じて、安全帽、保護メガネ、手袋、安全靴、マスク等の保護具を着用すること。特に内部の点検時は、上記、保護具を着用の上、酸素欠乏状態でないことを確認しながら行うこと。</li> </ul>		
<p style="text-align: center;"><b>【 吹 田 市 水 道 部 】 ( 6 )</b></p>		